

第 1 0 8 号議案

足立区江北駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 9 月 2 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区江北駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

足立区江北駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成 1 7 年足立区条例第 5 8 号)の一部を次のように改正する。
別表駅前地区の項アの欄を次のように改める。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号。以下「風営法」という。）第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号に規定する「風俗営業」を営む建築物並びに同条第 6 項第 3 号から第 5 号までに規定する「店舗型性風俗特殊営業」を営む建築物2 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む建築物（前項に該当する営業を営むものを除く。）3 ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）を営む建築物4 建築物の 1 階で交通広場に面する部分の主たる用途を店舗、飲食店、展示場等の商業施設、自転車駐輪場、神社以外に供する建築物 |
|--|

別表沿道商業地区の項及び幹線沿道地区の項中「第 2 条第 1 項第 5 号、

第 6 号及び第 8 号」を「第 2 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 5 号」に改め、同表住工地区の項及び土地利用転換地区の項アの欄を次のように改める。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 風営法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号に規定する「風俗営業」を営む建築物2 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む建築物（前項に該当する営業を営むものを除く。）3 ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）を営む建築物 |
|--|

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。